資料No.１

第８次勤労青少年福祉対策基本方針骨子案
若年労働者のキャリア形成支援等の推進について

はじめに

勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の有為な職業人としてのすこやかな成育をめざすことを基本的理念としている。国、地方公共団体及び事業主等は、この方針に基づき、相互に連携しつつ、勤労青少年の福祉の増進に努めてきたところである。

これまでの勤労青少年福祉行政を振り返ると、勤労青少年が職業生活において、働く喜びを見いだし、自信と意欲をもった職業生活を実現できるよう、余暇の有効活用等に主眼をおきつつ、その推進に努めてきたところである。これは、勤労青少年福祉法の制定当時、技術革新等がもたらした環境変化になじめず、職場内外で孤独を感じたり、さらには離転職をくり返す勤労青少年を支援するために始めたものであった。

しかしながら、産業構造や就業形態等といった勤労青少年の職業生活を取り巻く状況が様々に変化しつつある中、勤労青少年を取り巻く環境変化は厳しい状況にあり、現在、早期に離職をする者が依然みられるとともに、不安定な就労を繰り返す勤労青少年や、さらには無業者の増加が顕著となっている。

このため、本基本方針においては、今後、勤労青少年福祉行政による支援すべき対象者として、これから職業人となるべくその成育を支える必要のある青少年をも視野に入れることとし、また、これに伴い、講じる施策として、従来の自由時間の充実に比し、勤労青少年の職業意識の啓発やキャリア形成の推進、さらには青少年各個人に合わせた勤労に至るまでの様々な支援を継続的に行うための環境整備を図ることなどに重点を置きつつ、その基本的な施策を示すこととする。

また、基本的な施策の推進に当たっては、これまでの行政資源を有効に活用していくことが重要である。この観点から、これまでレクリエーションや世代交流を通じた余暇活動の支援に主軸を置いてきた勤労青少年ホームにおいて、不安定な就労に従事する若者の増加など、現在の需要に即した機能の充実等を進めるべく、その基本的な施策について明示していくこととする。

対象者は、近年、国や地方公共団体による若年労働者対策において、その対象者をおおむね３５歳未満としていること等にかんがみ、３５歳未満とする。

本方針の運営期間（平成18年度から平成22年度までの５か年）

第１　勤労青少年の職業生活の動向

１　勤労青少年を取り巻く環境の変化

①　経済状況

近年、経済のグローバル化やサービス産業の拡大等がみられる中、各地

域における経済環境の変化や公共事業の減少等への対応の差から、経済力の地域格差が拡大している。

② 雇用情勢

バブル崩壊に伴う負の遺産の解消や各般の雇用対策の効果により、改善に広がりがみられる一方、経済力の地域格差の拡大により雇用情勢においても地域差が拡大している。

③ フリーター及び無業者の増加

若者について、完全失業率は高水準で推移し、地域差もみられる。

また、フリーターといわれる定職に就かない者は 200 万人に上り、さらには、64 万人と試算されている無業者が生じている。

④ 勤労青少年の「人材」に焦点を当てた社会の実現

フリーター等のように経済的に不安定な状態が続くことは、未婚・晩婚化を進展させ、少子化を一層進行させるおそれがある。

2007 年は人口減少に転じる年とも見通され、さらには、いわゆる団塊の世代の退職に伴う技能継承の課題を抱える年ともなる中、今後の我が国の社会・経済を維持・発展させていくためには、勤労青少年の「人材」に焦点を当て、男女ともに彼らの意欲や能力が最大限に活用されるような社会の実現が求められている。

2　勤労青少年の現状

(1)　青少年人口

青少年人口の減少により、今後、青少年一人あたりにおける社会保障をはじめとした、社会・経済システムを維持していくための負担はますます大きなものとなっていくこととなる。

(2)　青少年をめぐる雇用情勢

① 完全失業率

平成 16 年における完全失業率は、全体で 4.7 ％であるのに対して、15 ～ 19 歳では 11.7%、20 ～ 24 歳では 9 ％であるなど、他の年齢層と比べて高い。

② 新規学卒者の就職内定率

新規学卒者の就職内定率は、ここ数年、やや持ち直しの傾向がみられるものの、大卒ように高学歴層であっても、無業者等の占める割合が全体の２割を超えるなど、大学卒業時の就職環境も厳しい状況となっている。

③ 学卒者の早期離職率

学校卒業後、３年以内に離職する者の割合についても、大学卒、高校卒、中学卒などともに依然高い。

(3)　就業構造の変化及び就業形態の多様化

① 産業別青少年就業者数

青少年の産業別就業先は、卸売・小売業が 19 %と最も割合が高く、製造業（17.2 %）、サービス業（14.5 %）と続く。近年雇用需要が著しい医療、福祉については 10 %とサービス業に続き高い割合となっている。

② 雇用形態別

近年、全年齢階級でパート、派遣等非典型労働者の割合の増加が一定してみられるが、若年層においては上昇幅が大きい。産業や業種別に差はあるものの、非典型労働者の多くは典型労働者と比べると処遇が低く、また、企業側としては、中核的人材を早期に選抜したり、能力開発投資を集中させる傾向が窺われる。

(4) 青少年の意識の多様化等

① 働くことについての意識（フリーター、無業者等）

フリーターについては、景気等循環的な問題や、入職までの経路の複雑化などの影響が指摘される一方、例えば職業に関する明確な目標を定めていなかったり、目標があっても、達成のための実行力が不足するなど、問題も指摘される

第２　勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

1　勤労青少年福祉行政の方向性

勤労青少年は、今まさに「成長過程」にあって、今後の我が国を支える「将来性」を有する者として、これまで勤労青少年福祉行政として実施してきた、職場や地域における人間関係の形成等を目指しての余暇活動の充実をはじめとした一連の措置は引き続き重要である。

一方、少子化も相まって、フリーターあるいは無業者の増加が、社会経済全体に与える影響は大きいと考えられ、勤労青少年福祉行政として対処していかねばならない重要な問題である。

このため、現在の厳しい雇用失業情勢や急激な産業構造の変化等の中にあって、フリーター等が増加する状況等にかんがみた場合、就業・職場定着や職業意識啓発、さらにはキャリア形成支援を充実していくことが求められてきており、第７次勤労青少年福祉対策基本方針に盛り込まれた職業意識の啓発等のための支援や的確な職業選択のための支援を一層推し進めていくことが必要である。

さらに、無業者に関しては、自立・就労の必要性を感じながらも果たせないままでいる青少年に支援を行い、職業的自立へ導くよう努めていくことが重要である。このため、社会人として必要な基礎的能力の付与から自身が目指す職業に必要な技能訓練まで、幅広かつきめ細かな支援が必要であるとともに、本人のその時々の状態等に即した支援機関へ誘導していくことが求められる。このように、労働によって社会を支える側になることを促進するスタンスに立ち、青少年を幅広に支えること及びそのための地域におけるネットワークの構築・強化が今後の課題である。

2　職業生活の充実

(1) 職業意識の啓発の推進

① 合宿形式による集団生活による基本的能力の獲得、勤労観の醸成等

社会への不安や悩みなどがやや強い青少年に対しては、合宿形式による集団生活の中で、職業人、社会人としての必要な自己管理をはじめとした基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与することなどが効果的であろう。

② 職業意識形成の支援

職業意識の形成に関しては、早い段階から進めていくことが重要であり、小中高校生の段階から、職場体験や企業人による講演等を通じ、働くことの意義、職業生活等に関して、生徒に自ら考えさせる機会を設けていくことなどが必要である。

インターンシップに関しては、高校生や大学生等に対して、それぞれの教育課程に即したものとして、有効な活用が望まれる。

③ ボランティア、地域行事等の活用

青少年自身に地域行事における主催者の役割を体験させるなど、職業意識の啓発については、地域の様々な催しの機会等を活用しつつ絶えず工夫をし、個々人に応じた最適な手法を選択・活用していくことが重要である。

④ ボランティア等社会活動参加に関する企業評価の促進

ボランティアをはじめとする社会活動への参加を通じて、本人の社会参加への意識を高めることや協調性やコミュニケーション能力など社会性を向上させることが期待される。これら取組を推進するためにも、各企業が青少年のこうした活動を前向きに評価することが望ましく、そのための仕組みを整え、企業への働きかけを行っていくことが重要である。

⑤ 保護者を通じた職業意識形成の支援

青少年の職業意識形成に果たす保護者の役割は重要であり、保護者に対するセミナー等の対策が必要である。

⑥ 若者の雇用問題についての国民各層の関心の喚起（国民運動の展開）

経済界、労働界、教育界、地域社会、マスメディア、政府等の関係者が一体となった国民運動を展開していくことが求められる。

(2) 的確な職業選択・職場定着の支援

① 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大

新規採用に限定されない形での青少年の将来性や潜在能力に着目した雇用機会の拡大や、試行雇用などの積極的な活用を通じ、いわゆる第二新卒者やフリーターの就職機会の拡大を図っていく必要がある。

② ワンストップによる就職支援メニューの提供

若年失業者、フリーターを安定した雇用機会に結びつけるとともに、学校在学中からの職業意識啓発を通じ、これらの発生を未然に防止するため、関係機関の連携の下、幅広な支援メニューをワンストップで提供すること

が求められる。

③ 地域の業界団体を活用した青少年の職場定着支援

青少年の早期離職を防止し、職場定着を促進していくことも重要であり、インターネット等を通じ職場の悩みを相談できる体制を整備するとともに、就職後、地域の業界団体を活用し、青少年の相互交流などを進めることなどが有効である。

また、個々の事業主が青少年の職場定着を支援していくため、勤労青少年福祉推進者等の積極的な活動が望まれる。国、地方公共団体は、勤労青少年福祉推進者等と連携・協力しつつ、青少年の職場定着支援や、さらには離職をした青少年の早期支援につなげていくことが必要である。

④ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体勢の整備

青少年においては、人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとされ、青少年の社会参加、ひいては就職の実現を図る前提として、職業安定機関等において、きめ細かな専門的支援を提供するシステムを構築していくことが必要である。

⑤ 勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業

勤労青少年ホームで実施している専門家による相談指導事業についても、一層の活用促進が求められる。

⑥ 職業生活に有効な情報の提供の充実

就労をはじめとした各支援施設についても、効果的な周知等により、その利用を促進し、自身が就業のために受けることのできる支援を着実に得られるよう引き続き努めていくことも重要である。

(3) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

① 職業訓練に対する支援等

青少年に対し、自発的な職業生活設計・能力開発に対する支援等を行なうとともに、事業主等が行う青少年の自発的な職業生活設計や職業能力開発を促進するための措置や、職業訓練に対する支援を行うことが必要である。

② コミュニケーション能力等獲得のための講座

企業側から、職場におけるコミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナーの習得などが求められる中、こうした社会人としての基礎的能力を付与するための措置も必要である。

③ キャリアコンサルティングを活用したキャリア形成の支援

職業能力開発の支援に当たっては、青少年に対するキャリアコンサルティングについて、その技法を十分に活用していくことが望まれる。また、発達段階にあって悩みを抱えやすい青少年に対しては、心理的な側面から的確な見立てを行うことが求められる。こうした技法は、職業安定機関、青少年勤労福祉施設に配置された職員等や、さらには企業内においても、その活用を幅広に促進していくことが必要である

④ 実践的な教育・実務連結型の人材育成システムの促進

基礎から実践にわたる能力の向上機会を提供するものとして、実践的な教育・実務連結型の人材育成システムの促進が求められる。また、こうした職業能力開発のための措置については、いわゆる団塊の世代と青少年との間における技能継承の必要性を踏まえつつ実施されることが重要である。

⑤ 就業に至る準備としての報酬を得る作業機会の活用

作業を行い、かつ報酬を得ること（有償ボランティアなど）を経験することにより、本人にとって就業に至るまでの準備機会として活用することも考えられる。また、こうした機会は青少年の就業までの受け入れ先の確保としての役割も期待される。

(4) 労働条件等の整備充実に関する支援

① 事業主における職場での安全と健康の維持・確保

勤労青少年は職業経験も浅く、技能的にも不十分であることから、事業主においては、勤労青少年に対する職場での安全と健康の維持・確保に充分努めることが必要である。

② 青少年に対する法定労働条件等に関する相談の場の活用促進

勤労青少年においては、安全衛生や労働基準等に関する知識も、とかく不十分であることから、法定労働条件等に関する相談の場の活用促進を図ることが重要である。

③ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

自己啓発等を行う勤労青少年に対し、個々の生活に配慮した労働時間等の設定改善が行われるよう、労使の自主的取組を促進することが重要である。

3　自由時間を活用した生活の充実

(1) 自由時間等を活用した地域社会の活動等への参加促進

ボランティア活動をはじめとした社会参加活動等は、社会の一員としての自覚を深めるなどの従来の目的に加え、青少年にとって、集団活動になじむことや他人と交わりコミュニケーション能力を高めるなど、社会性の涵養に資するという人間形成等の観点にも重点を置きつつ、その積極的な活用が求められる。

(2) 様々な世代同士による交流の促進

社会参加活動等の実施に当たっては、幅広な人間関係の形成を促進するということから、様々な世代同士による交流の促進について留意していくことも重要である。

4　国際交流の促進

(1) ワーキング・ホリデー制度等の持つキャリア形成機能の有効活用

国際化の進展に伴い、国際化に対応できる企業人としてのキャリア形成が求められており、ワーキング・ホリデー制度についても、同制度を利用する者に対する、渡航前後におけるキャリアコンサルティングの実施等をはじめとしたキャリア形成支援体制の充実を図ることが求められる。

また、このような支援体制の充実は、海外留学者に対しても効果が期待される。

5　勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

(1) 支援のための地域ネットワークの構築等

勤労青少年福祉の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体及び事業主によって、その増進に取り組むことが求められる。学校中退あるいは卒業後就職しない者、早期に離職してしまった者等のうち、職業的自立の必要性を感じつつも果たせない際には、個人別に様々な事情があると考えられ、彼らのその時々の状態に合わせ、個別・継続的に接していくことも必要となろう。そのために、職業安定機関や教育機関、社会福祉機関等が連携していくことが必要であり、国、地方公共団体、事業主が地域支援のネットワークの構築・維持に努め、ともに一層の連携を深めていくことが重要である。

(2)　勤労青少年ホームの機能充実

①　勤労青少年ホームに求められる機能

勤労青少年福祉の推進に関しては、行政資源を有効に活用していくことが重要であり、これまで行政推進の中核を担ってきた勤労青少年ホームについても、青少年を取り巻く現状に即した機能の充実によって、活用を促進していくことが必要である。

ア　余暇活動及びフリーター等に対するキャリア形成支援に関する機能の充実

これまで重点的に実施してきた職業生活の充実のための講座やボランティアに関する講座等について、人間力を高めるという観点をも含め、今後とも推進していくことが求められる。また、職業人の成育を一層進めるという観点から、フリーター等に対するキャリア形成支援に関する機能を充実していくことが求められる。

イ　現在求められる機能を踏まえた勤労青少年ホームの利用促進

地方公共団体においては、あるべき方向性に立脚しつつ、地域の実情を踏まえ、勤労青少年ホームに求められる機能の充実について検討を行うとともに、国においても、必要な助言・指導や支援を行い、勤労青少年ホームの利用促進に努める必要がある。

②　勤労青少年ホームの機能充実のための対策

ア　地域社会、地域企業、民間団体との連携強化

勤労青少年ホームが、地域に根ざした活動の場、ボランティア活動の拠

点として青少年の余暇の充実や、さらには様々な活動参加を通じての人間力強化を目指す拠点となるためには、地域社会、地域企業、民間団体との連携を強化していく必要がある。また、近年のフリーターや失業者の増加から、青少年の職業的自立を図るべく、職業安定機関等とも連携を深めていく必要がある。

このような、職業的自立に向けた支援に関して、勤労青少年ホームが地域の中核として行政推進に当たることが望ましい。

③　勤労青少年ホームの活性化のための対策

ア　各地域の実情に応じた勤労青少年ホームの運営

各地域の実情に応じた勤労青少年ホームの広域利用、総合福祉施設との併設、複合化の推進など利用しやすい施設を目指した検討は引き続き求められる課題である。

イ　インターネット等を通じた勤労青少年ホームの広報

事業の充実、利用しやすい施設を目指したものとして、勤労青少年ホームを、インターネット等を活用し、青少年、一般国民に対して幅広く広報していくことが必要である。

6　勤労青少年指導体制の整備等

(1) 勤労青少年福祉関係者への支援

勤労青少年福祉の推進においては、勤労青少年ホーム指導員、勤労青少年福祉推進者、ヤングジョブスポットのアテンダント、その他若年者支援機関の指導員の役割がきわめて重要である。このため、勤労青少年福祉関係者に対して、情報提供、研修等の支援を行うことが求められる。

7　勤労青少年福祉対策に関する広報啓発活動等の実施

(1) 事業主、国民各層に対する勤労青少年福祉対策の広報・啓発等

事業主や国民各層に対し、勤労青少年福祉対策を一層推進するべく広報・啓発等を行うことが重要であり、そのため、「勤労青少年の日」（７月第３土曜日）を中心として、幅広に広報・支援に努めるとともに、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援に引き続き努めるものとする。

また、その際には、若者の雇用問題における関心の喚起のための国民運動などとの連携を図り、効果的な広報・啓発を目指すことが望ましい。